届きます

マイナンバー

通知カードは11月末頃までに送付される予定です

マイナンバー通知カードの発送が、全国的に10月から始まっています。香美市に住民登録している方には、11月末頃までに発送される予定です。

※通知カードの郵便局への差出状況は、ホームページで確認できます。
HP https://www.kojinbango-card.go.jp/cgi-bin/tsuchicard/jokyo.cgi

通知カードは、住民登録している住所へ、世帯ごとに簡易書留で届きます（居所登録の申請をした方は居所に送付）。郵便局に転送希望していても、転送はされません。配達できなかった通知カードは市役所に返送されますので、郵便局から不在票等が届いた方は、郵便局の保管期限内にお早めにお受け取りください。

住民基本台帳カードの交付が終了します

現在お持ちの住民基本台帳カードや、そのカードに登載されている電子証明書は、マイナンバー制度が開始してからも有効期限まで使用することが可能です。ただし、新規の申請や更新等の受付は下の期限で終了します。

※個人番号カードの交付を受けた時点で、現行の住民基本台帳カードおよびそのカードの電子証明書は失効します。

■問い合わせ先
市民保険課市民班☎53－3126

◆住民基本台帳カード手続き期限
<新規交付・更新申請>
12月 4日（金）16時まで

◆電子証明書手続き期限
<新規交付・更新申請>
12月22日（火）16時まで

山田堰井筋土地改良区水路取水停止（水止め）

山田堰井筋土地改良区が実施する物部川地区小水力発電施設整備工事（地域用水環境整備事業）に伴い、水路の取水停止を行います。火災予防や園芸用水の確保等、ご協力をお願いします。

【取水停止期間】
12月1日（火）8時断水
12月10日（木）17時通水
※天候や作業の都合により期間を延長する場合あり
【対象水路】山田堰井筋土地改良区右岸全水系
【問い合わせ先】山田堰井筋土地改良区☎52・2311

納めた国民年金保険料は社会保険料控除対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除し、所得税額を軽減することができます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないよう、しっかり納めましょう。

【控除対象】
平成27年1月～12月の期間に納められた保険料の全額（過去の年度分や追納された保険料を含む）
※配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料についても合わせて控除することができます。

【手続方法】
年末調整や確定申告により申告してください。
なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）を添付する必要があります。ご注意ください。

【証明書類の送付】
保険料を支払ったことを証明する書類として、日本年金機構から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されます。
送付する時期は次のとおりですので、申告の際にご利用ください。
◆1月1日～9月30日の期間に納付した方
11月上旬に送付
◆10月1日～12月31日の期間に今年初めて国民年金保険料を納めた方
来年2月上旬に送付

【問い合わせ先】
南国年金事務所
☎088・864・1111

11（いい）月30（みらい）日は年金の日

ご自身の年金を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットを利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に、さまざまなパターンの試算をすることができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧いただくか、南国年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
南国年金事務所
☎088・864・1111

その他

秋季全国火災予防運動

11月9日（月）～15日（日）は、**平成27年秋季全国火災予防運動**の実施期間です。

平成27年度の全国統一防火標語は『無防備な心に火災がかくれんぼ』です。

住宅防火の7つのポイントを守り、火災を起こさないよう注意しましょう。

【住宅防火7つのポイント】
◆3つの習慣
・寝たばこは絶対やめる
・ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用
・ガスこんろ等の側を離れる時は必ず火を消す
◆4つの対策
・住宅火災警報器で逃げ遅れを防ぐ
・寝具やカーテンからの火災を防ぐには防炎品を活用
・住宅用消火器等を設置
・お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制を作る

【問い合わせ先】
消防本部☎53・4176

11月は児童虐待防止推進月間

ストップ！児童虐待

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

虐待を受けていると思われる子どもがいたり、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、ためらわずに相談窓口へ相談してください。あなたの連絡・相談が、子どもたちの未来を守ります。

身体的虐待	殴る・蹴る・叩く・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせる等
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にする等
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・重い病気でも病院に行かない等
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別・子どもの目の前で家族に暴力を振るう等

■相談窓口
高知県中央児童相談所　☎088－866－6791
児童相談所全国共通3桁ダイヤル　☎189
香美市家庭児童相談室　☎53－3144

スマホアプリで広報香美配信中！

料金無料

香美市では、スマートフォンアプリ **i広報紙** で広報香美を配信しています。簡単な操作で、いつでもどこでも広報香美を読むことができます。

iPhone・iPad・Android端末でご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、i広報紙のサイトをチェック！
HP http://ikouhoushi.jp/

■問い合わせ先
総務課秘書広報班　☎53－3112

利用方法
1 i広報紙を検索しアプリをインストール
2 アプリで性別・生年月・居住地・興味を入力
3 登録完了 利用開始
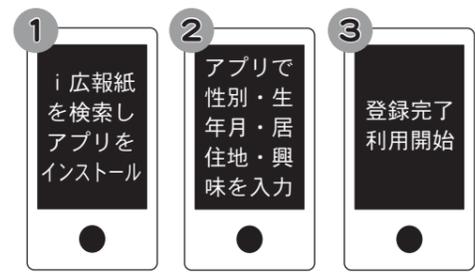
【注意事項】
▶このアプリは、株式会社ホープ（福岡市）が運営しています。
▶アプリ中に掲載される広告は、香美市とは関係ありません。
▶アプリのダウンロードは無料ですが、パケット通信料は利用者の負担となります。